

## 避難情報発令の判断・伝達マニュアル【概要版～庁内資料用～】

## 判断基準水位【水害】

基準水位（警戒相当レベル）	三木本町	桃津	山の上	御坂	淡河
氾濫開始相当水位（レベル5）	4.41	7.40	6.23	5.32	2.61
氾濫危険水位（レベル4）	3.40	6.20	5.20	4.30	2.00
避難判断水位（レベル3）	3.00	5.20	4.10	3.60	1.20
氾濫注意水位（レベル2）	3.00	4.60	2.50	3.10	1.10
水防団待機水位（レベル1）	2.10	3.60	2.00	2.20	1.00

避難情報の発令は、河川水位情報、気象情報や吐ダムの放流など今後の河川水位の予測及び過去の災害発生事例等、並びに兵庫県河川監視システム（河川ライブカメラ）等の情報に基づき、総合的に判断する。

避難情報の発令は、気象警報等及び土砂災害警戒判定メッシュ情報（危険度分布）に基づき判断する。  
また、前兆現象に関する情報があった場合は、避難情報発令の判断基準とする。

夜間から明け方に避難情報を発令することが予測される場合は、夕方時点で避難情報を発令する。  
また、夜間から明け方であっても避難の必要な状況になれば躊躇なく発令すること。

## 判断基準情報【土砂災害】

警戒相当レベル	気象警報等	キックル危険度分布
レベル5	大雨特別警報（土砂災害）	災害切迫（黒色）
レベル4	土砂災害警戒情報	危険（紫色）
レベル3	大雨警報（土砂災害）	警戒（赤色）

## 配備体制・判断基準情報等 一覧表

配備体制	避難情報	気象情報等		対策	情報伝達	参考 (地震)
		基準水位等	水害			
3号配備（全職員）	レベル5 緊急安全確保	氾濫開始相当水位	大雨特別警報（浸水害）	—	以下に同じ	震度5強 以上
3号配備（全職員）	レベル4 避難指示	氾濫危険水位	土砂災害警戒情報	—	以下に同じ	震度5強 以上
2号配備 避難所指定要員	レベル3 高齢者等避難	避難判断水位	大雨警報（土砂災害）	災害対策本部設置 →避難情報発令・ 避難所開設	+	震度5弱
1号配備 自主避難所指定要員	レベル2	氾濫注意水位	注意報	災害警戒本部設置 →自主避難所開設	+	震度4
情報収集強化 または、待機体制						
情報収集体制	レベル1	水防団待機水位	早期注意情報	—	三木安全安心ネット 市HP FMみっきい	—

避難所の開設について

災害等の状況に応じて開設する避難所

地区	避難所	風水害		地震災害
		自主避難のために開設	避難情報発令時に開設	
三木 (左岸)	三木中学校		○/●	□
	三木小学校		○/●	□
	文化会館		○/●	□
	ウライ三木		②	△(土砂)
三木 (右岸)	中央公民館	※	○/●	□
	福井コミュニティセンター	※	○(想定規模2F)/●	▲(未耐震)
	市民活動センター		②(想定規模2F)	□
	ハートフルプラザみき		①(想定規模2F)/①	□
	三木中学校		○(想定規模2F)/●	□
	三木小学校		②	△(土砂)
三木南	三木高校		②	△(土砂)
	三木コミュニティセンター		②	△(土砂)
	平田小学校		②(想定規模2F)	△(土砂)
	イオン三木店		○/●	□
	三木東中学校		②/●	□
	三木南交流センター		②/②	□
	三木東高校		②/②	□
	広野小学校		②/●	□
	緑が丘小学校		②	△(土砂)
	別所中学校		①/①	□
別所	別所小学校		①/①	□
	別所町公民館	※	○/●	□
	別所ふるさと交流館		○(想定規模×)/●	□
	三木中学校		○(想定規模2F)/●	□
	エオの森研修センター		①/①	□
	イオン三木店		○/●	□
	志染小学校		○/●	□
	志染町公民館	※	○/●	□
	旧志染中学校		①(想定規模2F)/①	□
	自由が丘中学校		○/●	□
志染	自由が丘小学校		②	△(土砂)
	まなびの郷みずほ		○(想定規模×)	△(土砂)
	豊地小学校		①/①	□
	旧星陽中学校		②/②	□
	細川町公民館	※	○(想定規模×)/●	□
	口吉川小学校	※	①	△(土砂)
口吉川	口吉川町公民館		○(想定規模×)/●	□
	緑が丘中学校		②/②	□
	緑が丘東小学校		②/②	□
	緑が丘町公民館	※	○/●	□
緑が丘	緑が丘小学校		②	△(土砂)
	自由が丘東小学校		②/②	□
	自由が丘中学校		○/●	□
	自由が丘小学校		②/②	□
自由が丘	自由が丘公民館	※	○/●	□
	緑が丘東小学校		②/②	□
	青山公民館		②/②	□
	三木北高校		②/②	□
青山	旧上吉川小学校	※	②/●	□
	吉川町公民館		○/●	□
	吉川中学校		①/①	□
	吉川小学校		①/①	□
吉川	旧中吉川小学校		○/●	□
	吉川高校		○/●	□
	吉川総合公園		○/●	□
	旧東吉川小学校		○/●	□

風水害 ○：浸水災害の避難所 ●：土砂災害の避難所 ▲：土砂災害の避難所  
 避難所が不足する場合は①(さらに不足する場合は②)、土砂災害の避難所は①(さらに不足する場合は②)の避難所を必要に応じて開設する

地震災害 □：発災後速やかに開設する避難所 △：避難所が不足する場合は①(さらに不足する場合は②)として使用  
 ▲(未耐震)：耐震化整備完了後に地震災害時の避難所として使用

災害等の状況に応じて開設する福祉避難所

福祉避難所	風水害		地震災害
	自主避難所開設	避難情報発令時	
三木特別支援学校			□
精愛園		△/▲(緑が丘) (土砂災害警戒区域(土地一部))	△(土砂)
はばたきの丘		△/▲	□
デイサービスセンター 志染	※	○/●(志染)	□
デイサービスセンター 三木南		(浸水想定区域：0.5~3.0m未満)	□
デイサービスセンター 三木東	※	○/●(三木)	□
デイサービスセンター 三木北		(土砂災害警戒区域：土石流)	△(土砂)
デイサービスセンター 口吉川		(浸水想定区域：3.0~5.0m未満)	□
デイサービスセンター ひまわり		△/● (三木南、志染、緑が丘)	□
デイサービスセンター 自由が丘		○/●(志染、自由が丘)	□
地域福祉センター細川		(浸水想定区域：5.0m以上、河岸浸食)	□
グリーンホーム三木		○/●(細川、口吉川)	□
カトレア三木		○/●(三木、三木南)	□
しゅうらく苑	※	○/●(別所)	□
りんどうの里		(河岸浸食、土砂災害警戒区域：地すべり)	△(土砂)
さざんかの郷		(浸水想定区域：3.0~5.0m未満、河岸浸食)	□
えびすの郷		○/●(三木)	□
サンピラ三木		○/●(細川、口吉川)	□
セントクリストファーズホーム		△/▲(自由が丘)	□
サンスマイル三木		(山腹崩壊危険区域)	△(土砂)
吉川病院	※	○/●(口吉川、吉川)	□
みずき		(浸水想定区域：0.5~3.0m未満)	□

風水害時 ○：浸水災害時開設の避難所 ●：土砂災害時開設の避難所  
 ( )内の地域名は、避難情報発令の対象地域を示す

△・▲：避難所が不足する場合は開設(△：浸水、▲：土砂災害)  
 (注) 自主避難所として開設する福祉避難所は、避難情報発令前に優先的に開設するが、一般公開しない

地震災害 ○：開設する避難所  
 △(土砂)：土砂災害の安全性が確認された場合に開設する避難所  
 □：発災後速やかに開設する避難所

**避難情報発令の  
判断・伝達マニュアル**

**令和4年8月改正**

**三木市危機管理課**

# 内 容

はじめに .....	1
第1章 配備体制及び避難情報発令等の判断基準 .....	2
1 配備体制等の発令基準 .....	2
2 各非常配備体制における配備人員基準表 .....	2
3 風水害対応タイムライン .....	3
第2章 避難所の開設及び避難情報の伝達 .....	3
1 避難所の開設 .....	3
2 避難情報の伝達 .....	4
第3章 浸水災害における避難 <b>情報</b> 発令の判断基準 .....	5
1 避難 <b>情報</b> 発令の判断基準及び情報の入手 .....	5
2 水防基準水位 .....	6
3 各判断基準地点における判断水位及び避難情報発令の対象地域 .....	6
第4章 土砂災害における避難 <b>情報</b> 発令の判断基準 .....	7
1 避難 <b>情報</b> 発令の判断の基準 .....	7
2 土砂災害の避難情報の発令の対象地域 .....	7
別紙1 災害等の状況に応じて開設する避難所 .....	7
別紙2 災害等の状況に応じて開設する福祉避難所 .....	8
別紙3 避難 <b>情報</b> の伝達内容の例 .....	9
別紙4 浸水想定区域及び土砂災害危険区域の災害時要援護者の関連施設等 .....	11
別紙5 各地点の水防水位及び避難情報の対象地域 .....	13
別紙6 土砂災害における避難情報の対象地域 .....	18
別紙7 風水害対応タイムライン（基準） .....	20

はじめに

「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」は、三木市地域防災計画及び三木市水防計画に基づき、風水害が発生するおそれがあり、また、発生した場合における避難情報の発令や配備体制に関し、判断基準を明確化するとともに、避難情報の発令に伴い開設を予定する2次避難所や福祉避難所、住民への避難情報の伝達体制などについての具体的な基準や手順を整理したものである。

本マニュアルの実効性を確保するため、関係職員に迅速な対応が図れるように、熟知を図るとともに、住民に対しては、「三木防災情報マップ」及び「避難所一覧表」の配布や研修会、説明会などを通じた啓発活動により、避難所の確認及び避難情報の入手要領について、十分な普及を図るものとする。

なお、今回の改正は、災害の状況に応じて開設する避難所の見直し及び避難情報の発令や配備体制の判断の基準とする「風水害タイムライン」の作成等を反映するとともに、令和4年度の組織改編に伴い各班の役割を整理したものである。

# 第1章 配備体制及び避難情報発令等の判断基準

## 1 配備体制等の発令基準

配備につく時期及び解除は、災害対策本部長（市長）より指令し、その基準は、次のとおりとする。

指令	三木市第1号水防指令	三木市第2号水防指令	三木市第3号水防指令	三木市第4号水防指令
発令基準	気象状況 次の各警報が発表 1. 大雨警報 2. 洪水警報	次の各警報が発表 1. 大雨警報 2. 洪水警報	次の各警報が発表 1. 大雨警報 2. 洪水警報	各警報の解除
	水防指令等 次の指令・警報が発令 ・兵庫県水防指令第1号 ・兵庫県水防警報第1号	次の指令・警報が発令 ・兵庫県水防指令第2号 ・兵庫県水防警報第2号	次の指令・警報が発令 ・兵庫県水防指令第3号 ・兵庫県水防警報第3号	次の指令・警報が発令 ・兵庫県水防指令第4号 ・兵庫県水防警報第4号
	河川水位 水防団待機水位を上回り、さらに上昇するおそれがあるとき	氾濫注意水位に達するおそれがあるとき	氾濫注意水位に達し、さらに上昇し、又は上昇するおそれがあるとき	氾濫注意水位を下回り、今後水位上昇の見込みがないとき
配備体制	情報収集体制	情報収集強化体制～待機体制	1号配備体制～3号配備体制	解除
備考	配備体制は、気象状況、水防指令の発令状況、その他の状況を総合的に判断して決定するものとする。			

## 2 各非常配備体制における配備人員基準表

班	部等	情報収集体制	情報収集強化	待機体制	第1号配備体制	第2号配備体制	第3号配備体制
本部班	総合政策部	5	3	5	4	5	所属職員 全員 397
総務班	総務部他		1	1	10	20	
市民班	市民生活部		1	1	5	11	
福祉班	健康福祉部			4	12	27	
環境班	環境課 生活環境課			4	8	14	
産業班	産業振興部		2	5	7	12	
都市整備班	都市整備部		2	5	8	9	
上下水道班	上下水道部		1	3	5	8	
消防班	消防本部			23	32	所属職員 全員 43	
教育班	教育総務部 教育振興部			8	16	43	
支所班	吉川支所		2	0	4	3	
合計		5	12	59	111	195	

注1) 上記配備人員数は、原則的なものであり配備員は状況等を考慮の上、各部長において班員を配備するものとする。

注2) 総務班の内訳：総務部、会計室、議会事務局、選挙管理委員会、  
監査・公平委員会事務局、土地開発公社

- 3 避難情報の発令等の判断基準  
別紙7 風水害タイムライン（基準）による。

## 第2章 避難所の開設及び避難情報の伝達

### 1 避難所の開設

#### (1) 市が開設する避難所

**高齢者等避難**の発令とともに、その対象地域の避難所一覧に示す避難所を開設する。

#### (2) 台風の接近等が夜間又は早朝に予測される場合

暗くなってから台風等の接近が予想され、河川の水位上昇が見込まれるときに、明るいうちから避難を促すため**自主避難所を開設する**。

#### (3) 自治会が開設する1次避難所

地域内に浸水や土砂災害危険区域がある自治会においては、1次避難所が浸水や土砂災害の危険区域に位置していない場合に、自治会により、1次避難所を開設する。

#### (4) 各避難所の開設担当

##### ア 事務内容

- ① 避難所指定職員への避難所への配置指示
- ② 各避難所の避難者の出入り（人数、世帯数、性別）の把握、**本部班**への連絡
- ③ 各避難所開設からの要望事項等への対応、**本部班**への連絡

##### イ 各避難所毎の開設担任

班	担当避難所
<b>本部班</b>	三木高校、三木東高校、吉川高校、三木北高校、イオン三木店
<b>市民班</b>	市民活動センター
<b>産業班</b>	サンライフ三木
<b>都市整備班</b>	吉川総合公園
<b>福祉班</b>	福祉避難所（特別支援学校を除く）
<b>教育班</b>	小学校、中学校及び特別支援学校、市立公民館、三木南交流センター、福井コミュニティセンター、三木コミュニティスポーツセンター、別所ふるさと交流館、まなびの郷みずほ、文化会館、 <b>エオの森研修センター</b>

#### (5) 災害等の状況に応じて開設する避難所

- ア 別紙1 災害等の状況に応じて開設する避難所
- イ 別紙2 災害等の状況に応じて開設する福祉避難所

## 2 避難情報の伝達

### (1) 避難情報の伝達

班	伝達先等	伝達内容
<b>本部班</b>	フェニックス防情報システム Lアラート（TVテロップ） 緊急エリアメール（避難情報発令のみ） 安全安心ネット 記者発表、三木市ホームページ	○避難情報の発令・解除内容 ○呑吐ダムの放流警報
市民班	自主防災組織の長及び区長 （登録制メール又は電話連絡）	○避難情報の発令・解除内容 ○呑吐ダムの放流警報 ○災害時要援護者名簿の開封 （受領）による避難支援
福祉班	民生委員・児童委員 （登録制メール又は電話連絡）	○避難情報の発令・解除内容 ○呑吐ダムの放流警報 ○災害時要援護者名簿の開封 （受領）による避難支援
	浸水想定区域又は土砂災害危険区域 内の福祉施設	○避難情報の発令・解除
<b>教育班</b>	公民館長及び三木南交流センター長	○避難情報の発令・解除伝達 ○災害時要援護者名簿（名簿提供の不同意者）の提供
	<b>浸水想定区域又は土砂災害危険区域</b> 内の小中学校及び認定こども園	○避難情報の発令・解除

### (2) 避難情報の伝達内容の例

別紙3 避難情報の伝達内容の例

### (3) 災害危険区域の災害時要援護者等関連施設

別紙4 浸水想定区域及び土砂災害危険区域内の災害時要援護者等の関連施設



### 第3章 浸水災害における避難情報発令の判断基準

#### 1 避難情報発令の判断基準及び情報の入手

##### (1) 避難情報の発令基準

避難情報の発令は、河川水位情報、気象情報や呑吐ダムの放流など今後の河川水位の予測及び過去の災害発生事例等、並びに**兵庫県河川監視システム（河川ライブカメラ）等の情報に基づき、総合的に判断する。**

<p>レベル3 高齢者等避難</p>	<p>1. 河川水位が避難判断水位に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 2. 河川水位が氾濫危険水位に到達する予測が発表されている場合 3. 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 4. 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)</p>
<p>レベル4 避難指示</p>	<p>1. 河川水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 2. 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 3. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令) 4. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p>
<p>レベル5 緊急安全確保</p>	<p>1. 河川水位が氾濫開始相当水位に到達している（可能性が高い）場合 2. 堤防に異常な漏水・浸食等の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 4. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p>

避難情報発令中に「大雨特別警報が発令」された場合の対応

- ・避難指示発令時は、緊急安全確保を発令、又は、対象地域を再確認し、避難情報を再度伝達する。
- ・いずれの場合も伝達文に「三木市に特別警報が発令されました」を加える。

##### (2) 判断のための情報の入手

###### ア 河川水位情報

判断基準地点の水位計のデータを継続的に監視する。

今後の水位予測は、兵庫県フェニックス防災システムの河川情報(河川の氾濫予測システム等)及び河川管理者等との情報交換により行うとともに、**県の河川監視システム（河川ライブカメラ）**の映像も参考にして判断する。

また、加東土木事務所とのホットラインにより緊急時の情報を入手する。

###### イ 気象情報

兵庫県フェニックス防災システムの気象情報（河川上流部を含めた降雨状況や暴風雨域の状況等）及び気象庁が発する警報等の情報を収集し、神戸地方气象台とのホットラインにより相互に緊急時の情報交換を行う。

ウ 地域情報

兵庫県河川監視システム（河川ライブカメラ）等による水位確認、情報の収集（降雨強度、堤防の異常の有無等）、近隣の災害発生状況等から災害の発生のおそれがあるかどうかを判断する。

エ 呑吐ダムの放流についての管理事務所との連携及び市の対応

- ① 放流が予想される場合は、呑吐ダム管理事務所と連絡を取り合い、放流の時期・量を把握し、下流河川の水位に及ぼす影響について検討する。  
また、降雨による各河川水位の上昇と、ダムの放流による水位上昇を予測し、避難情報の発令時期を決定する。
- ② 放流決定（1時間前）後は、三木安全安心ネット等を活用し、市民への周知を行う。

2 水防基準水位

(1) 避難情報発令の基準となる水防基準水位の意義

水防基準水位	意義	市長の避難情報発令
氾濫危険水位	氾濫発生前に住民の避難等が完了できるよう、リードタイム（避難等に要する時間）を考慮して設定	レベル4 避難指示の発令の基準とする水位
避難判断水位	氾濫危険水位到達前に避難所開設等が完了できるよう、リードタイム（避難所の開設や高齢者等が避難に要する時間）を考慮して設定	レベル3 高齢者等避難の発令の基準とする水位

(2) 三木市内の各水位観測局の水防基準水位

単位：m

基準水位等	三木本町	桃津	山の上	御坂	淡河
氾濫開始相当水位	4.41	7.40	6.23	5.32	2.61
氾濫危険水位	3.40	6.20	5.20	4.30	2.00
避難判断水位	3.00	5.20	4.10	3.60	1.20
氾濫注意水位	3.00	4.60	2.50	3.10	1.10
水防団待機水位	2.10	3.60	2.00	2.20	1.00

3 各判断基準地点における判断水位及び避難情報発令の対象地域

別紙5 各判断基準地点における判断水位及び避難情報発令の対象地域

## 第4章 土砂災害における避難情報発令の判断基準

### 1 避難情報発令の判断の基準

避難情報の発令は、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報に基づき判断する。また、前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）に関する情報があった場合は、避難情報発令の判断基準とする。

レベル3 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当 [土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）となった場合</li><li>2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li><li>3. 高齢者避難等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが想定される場合（夕刻時点で発令）</li></ol>
レベル4 避難指示	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発令された場合</li><li>2. 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）となった場合</li><li>3. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li><li>4. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</li></ol>
レベル5 緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当 [土砂災害]）が発表された場合</li><li>2. 土砂災害の発生が確認された場合</li></ol>

※ 避難の必要な状況が夜間・早朝になった場合であっても、躊躇することなく避難情報は発令するものとする。

#### 【避難時の留意点】

避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。

### 2 土砂災害の避難情報の発令の対象地域

別紙6 各地区の土砂災害の避難情報の対象地域

## 災害等の状況に応じて開設する避難所

地区	避難所	風水害		地震災害
		自主避難のために開設	避難情報発令時に開設	
三木 (左岸)	三木東中学校		②/●	□
	三木小学校		○/●	□
	文化会館		○/●	□
	カンライ三木		②	△(土砂)
	中央公民館		②	□
	福井コミュニティセンター	※	○/●	□
三木 (右岸)	市民活動センター	※	○(想定規模 2F)/●	▲(未耐震)
	ハートフルプラザみき		②(想定規模 2F)	□
	三樹小学校		①(想定規模 2F)/①	□
	三木中学校		○(想定規模 2F)/●	□
	三木高校		②	△(土砂)
	三木コミュニティセンター		②	△(土砂)
	平田小学校		②(想定規模 2F)	△(土砂)
	イオン三木店		○/●	
三木南	三木東中学校		②/●	□
	三木南交流センター		②/②	□
	三木東高校		②/②	□
	広野小学校		②/●	□
	緑が丘小学校		②	△(土砂)
別所	別所中学校		①/①	□
	別所小学校		①/①	□
	別所町公民館	※	○/●	□
	別所ふるさと交流館		○(想定規模×)/●	□
	三木中学校		○(想定規模 2F)/●	□
	エオの森研修センター		①/①	□
	イオン三木店		○/●	
志染	志染小学校		○/●	□
	志染町公民館	※	○/●	□
	旧志染中学校		①(想定規模 2F)/①	□
	自由が丘中学校		○/●	□
	緑が丘小学校		②	△(土砂)
細川	まなびの郷みずほ		○(想定規模×)	△(土砂)
	豊地小学校		①/①	□
	旧星陽中学校		②/②	□
	細川町公民館	※	○(想定規模×)/●	□
口吉川	口吉川小学校		①	△(土砂)
	口吉川町公民館	※	○(想定規模×)/●	□
緑が丘	緑が丘中学校		②/②	□
	緑が丘東小学校		②/②	□
	緑が丘町公民館	※	○/●	□
	緑が丘小学校		②	△(土砂)
自由が丘	自由が丘東小学校		②/②	□
	自由が丘中学校		○/●	□
	自由が丘小学校		②/②	□
	自由が丘公民館	※	○/●	□
青山	緑が丘東小学校		②/②	□
	青山公民館		②/②	□
	三木北高校		②/②	□
吉川	旧上吉川小学校		②/●	□
	吉川町公民館	※	○/●	□
	吉川中学校		①/①	□
	吉川小学校		①/①	□
	旧中吉川小学校		○/●	□
	吉川高校		○/●	□
	吉川総合公園		○/●	□
	旧東吉川小学校		○/●	□

風水害 ○：浸水災害の避難所 ●：土砂災害の避難所

避難所が不足する場合、浸水災害の避難所は①（さらに不足する場合などは②）、土砂災害の避難所は①（さらに不足の場合は②）の避難所を必要に応じて開設する

地震災害 □：発災後速やかに開設する避難所 △：避難所が不足する場合の避難所

△(土砂)：土砂災害の安全性が確認できた場合に開設

▲(未耐震)：耐震化整備完了後に地震災害時の避難所として使用

## 災害等の状況に応じて開設する福祉避難所

福祉避難所	風水害		地震災害
	自主避難所開設	避難情報発令時	
三木特別支援学校			□
精愛園		△/▲ (緑が丘) (土砂災害警戒区域 (土地一部))	△ (土砂)
はばたきの丘		△/▲	□
デイサービスセンター 志染	※	○/● (志染)	□
デイサービスセンター 三木南	(浸水想定区域：0.5～3.0m未満)		□
デイサービスセンター 三木東	※	○/● (三木)	□
デイサービスセンター 三木北	(土砂災害警戒区域：土石流)		△ (土砂)
デイサービスセンター 口吉川	(浸水想定区域：3.0～5.0m未満)		□
デイサービスセンター ひまわり		△/● (三木南、志染、緑が丘)	□
デイサービスセンター 自由が丘		○/● (志染、自由が丘)	□
地域福祉センター細川	(浸水想定区域：5.0m以上、河岸浸食)		□
グリーンホーム三木		○/● (細川、口吉川)	□
カトレア三木		○/● (三木、三木南)	□
しゅうらく苑	※	○/● (別所)	□
りんどうの里	(河岸浸食、土砂災害警戒区域：地すべり)		△ (土砂)
さざんかの郷	(浸水想定区域：3.0～5.0m未満、河岸浸食)		□
えびすの郷		○/● (三木)	□
サンビラ三木		○/● (細川、口吉川)	□
セントクリストファースホーム		△/▲ (自由が丘)	□
サンスマイル三木	(山腹崩壊危険区域)		△ (土砂)
吉川病院	※	○/● (口吉川、吉川)	□
みずき	(浸水想定区域：0.5～3.0m未満)		□

**風水害時**

○：浸水災害時開設の避難所 ●：土砂災害時開設の避難所

( )内の地域名は、避難情報発令の対象地域を示す

△・▲：避難所が不足する場合に開設 (△：浸水、▲：土砂災害)

(注) 自主避難所として開設する福祉避難所は、避難情報発令前に優先的に開設するが、一般公開しない

**地震災害**

○：開設する避難所

△ (土砂)：土砂災害の安全性が確認された場合に開設する避難所

□：発災後速やかに開設する避難所

## 避難情報の伝達内容の例

## 1 避難情報伝達に必要な項目

避難情報の種類・発令時期・発令対象地区・避難場所・避難すべき理由

## 2 水害の場合

## (1) 高齢者等避難の伝達文(例)

三木市からの緊急情報です。

美囊川の水位上昇により〇〇地区に△△川に関する高齢者等避難(警戒レベル3)を発令しました。これは5段階の警戒レベルのうち、3段階にあたる情報です。

高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は避難を開始してください。

住民の方は不要不急の外出を控え、避難する準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難してください。

## (2) 避難指示の伝達文(例)

三木市からの緊急情報です。

美囊川の水位上昇により〇〇地区に△△川に関する避難指示(警戒レベル4)を発令しました。これは5段階の警戒レベルのうち、4段階にあたる情報です。

△△川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。

〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に、速やかに避難を開始してください。

ただし、避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

## (3) 緊急安全確保の伝達文(例)

①

三木市からの緊急情報です。

美囊川の水位上昇により、既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあるため、〇〇地区に緊急安全確保(警戒レベル5)を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

②

三木市からの緊急情報です。

美囊川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区に緊急安全確保(警戒レベル5)を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

### 3 土砂災害の場合

#### (1) 高齢者等避難

三木市からの緊急情報です。

土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に高齢者等避難（警戒レベル3）を発令しました。これは5段階の警戒レベルのうち、3段階にあたる情報です。高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は避難を開始してください。住民の方は不要不急の外出を控え、避難する準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難してください。

#### (2) 避難指示

三木市からの緊急情報です。

土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に避難指示（警戒レベル4）を発令しました。これは5段階の警戒レベルのうち、4段階にあたる情報です。〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に、速やかに避難を開始してください。ただし、避難所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

#### (3) 緊急安全確保

①

三木市からの緊急情報です。

三木市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区に緊急安全確保（警戒レベル5）を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

②

三木市からの緊急情報です。

〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区に緊急安全確保（警戒レベル5）を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

### 4 その他の避難すべき事由（例）

- ・ 〇〇地区の〇〇側で堤防が決壊しました。
- ・ 〇〇地区で土砂災害の危険性が非常に高まった。
- ・ 〇〇地区で土砂の（崖崩れ・土石流）が確認されました。
- ・ 〇〇地区で重大な土砂災害の兆し（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が確認されました。

### 5 夜中に避難情報を発令する場合

- ・ 緊急放送。緊急放送「避難指示」発令
- ・ こちらは三木市です。
- ・ 〇〇地区に〇〇川に関する「避難指示」を発令しました。
- ・ 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- ・ 速やかに避難を開始してください。
- ・ なお、避難所への夜中の移動が危険な方は、大事なものをもって、自宅や隣接建物の2階等に避難してください。

### 6 呑吐ダムが放流する場合（志染、三木、別所地区） ※河川水位の状況により判断

- ・ 呑吐ダムの放流が開始されます。
- ・ こちらは三木市です。
- ・ 本日〇〇時から呑吐ダムの放流が開始されます。
- ・ 河川水位の上昇に注意していただくとともに河川には立ち入らないようにしてください。

## 浸水想定区域及び土砂災害危険区域の災害時要援護者の関連施設等

## I 浸水想定区域内

※避難情報発令時に、電話連絡が必要

## ① 福祉施設

施設名	住所	電話番号
デイサービスセンター口吉川	口吉川町殿畑 144	88-2626
三木市高齢者福祉センター	末広 1-9-27	86-0800
デイホームほの華	平田 105-1	83-9900
デイサービスセンター三木南	福井 3-3-12	68-9013
一般社団法人 はなまる福祉会	別所町近藤 186-23	88-8700
特別養護老人ホーム さざんかの郷	吉川町大沢 418	72-1170
グループホームあけぼの	芝町 4-20	86-8877
特定非営利活動法人三木市手をつなぐ育成会 口吉川共同作業所	口吉川町楮原 150	88-0403
特定非営利活動法人三木市手をつなぐ育成会 あすなろ	吉川町大沢 412	72-2221
特定非営利活動法人三木市手をつなぐ育成会 れんげハウス	平田 564-1	82-8780
一般社団法人彩晴	細川町中 587-2	61-1001
特定非営利活動法人そいる るーと	大村 599-3 サニ-ハイツ大村	70-8364
就労継続支援 A 型事業所 alba	末広 1-6-48	70-7522
こども発達支援センターにじいろ	加佐 62-1	82-4165
障害児タイムケア	加佐 62-1	83-1155
特定非営利活動法人 TODAY	末広 1-2-23	70-8288
おーじやん三木加佐	加佐 273-2	68-9038
北播磨こども発達支援室 ゆらんこ	福井 1-8-2	88-8001
吉川児童館	吉川町大沢 412	72-2220
デイサービスセンター細川	細川町豊地 1230	68-9100
デイサービスセンター つどい御坂	志染町御坂 557	70-8036
仁徳会早川デイサービス げんき倶楽部	加佐 337	86-6686
特別養護老人ホームみずき	加佐 58-1	82-5050

## ② 市立学校・認定子ども園関係

施設名	住所	電話番号
三樹小学校	末広 1-10-8	82-3169
三樹幼稚園	末広 1-10-8	82-4327



三樹アフタースクール	末広 1-10-8 三樹小内	82-3173
平田小学校	平田 502	82-7322
三木中学校	末広 2-5-12	82-0404
神和認定こども園	加佐 176-1	82-7363
エンゼル認定こども園	大村 1067-349	82-2946
いずみ認定こども園	口吉川町大島 854	88-0811
神和ひまわりルーム	末広 1-85-4	82-6800

## 2 土砂災害警戒区域内（急傾斜地・土石流）

※避難情報発令時に、電話連絡が必要

### ① 福祉施設

施設名	住所	電話
山陽ケアセンター デイホームとんとん	大村 1074-159	86-6125
デイサービスセンター三木北	加佐 577-1	86-1021
特定非営利活動法人 ソーシャルイノベーションやさ しいつながり	志染町広野 8-7-2	079-233-1153
養護老人ホーム さつき園	平田 623-2	82-2008
グループホームゆたかの郷	宿原 1263-86	83-8552
就労継続支援 B 型事業所ハートワーク	上の丸町 6-19	68-9053
複合支援特化型放課後等デイサービス ウィズ・ユ-上の丸	上の丸町 6-19	68-9055
三木精愛園共同生活援助事業所	緑が丘町東 1-26-4	84-0478

### ② 市立学校・認定こども園関係

施設名	住所	電話
えびす認定こども園	宿原 9-1	83-3247
羽場認定こども園	福井 3-1918-29	83-3815
緑が丘小学校	緑が丘町西 1-10-8	84-0744
平田小学校	平田 502	82-7322
平田アフタースクール	平田 502 平田小内	82-7400
口吉川小学校	口吉川町殿畑 666	88-0224
口吉川アフタースクール	口吉川町殿畑 680 旧口吉川幼稚園内	88-1800
さくらんぼ保育園	福井 3-1886-1	83-3824

### ③ 病院

施設名	住所	電話
大村病院	大村 200	82-1132

3 土砂災害警戒区域内（地すべり）

※特に必要な場合の他電話連絡は不要

\*土砂災害警戒情報と地すべりの発生は、直接関係がないため。

ただし、日頃から地滑りの兆候があった場合は、避難措置等の対策が必要となる。

① 福祉施設

施設名	住所	電話
特別養護老人ホーム りんどうの里	志染町四合谷 341	84-0237

② 市立学校・認定こども園関係

施設名	住所	電話
自由が丘東小学校	志染町四合谷 67-1	85-2020
自由が丘東アフタースクール	志染町四合谷 67-2 旧自由が丘東幼稚園内	85-5504

③ その他法令の定めのない危険区域等内にある施設

施設名	住所	電話
一般社団法人自立支援センター スクラム こんぺいとう	口吉川町東中 830-98	68-9048
グループホーム 松風	吉川町有安 303	73-2853
社会福祉法人まほろば ウェルフェアーマほろば	別所町小林仕負 118-41	82-9457
社会福祉法人まほろば 三木光司園	別所町小林仕負 118-111	82-9457
介護老人保健施設 サンスマイル三木	志染町吉田 1213-1	73-2853

## 各地点の水防判断水位及び避難情報の対象地域

## ①判断基準地点：美囊川（三木本町水位計）

判断 水位	避難情報		水防基準水位	水位(m)
	緊急安全確保		氾濫開始相当水位	4.41
	避難指示		氾濫危険水位	3.40
	高齢者等避難		避難判断水位	3.00

  

避難 情報 の 対象 地域 等	地区	対象自治会地域	2次避難所	福祉避難所
	三木 (左岸)	大手、新町、滑原、上町、 明石、与呂木、岩宮、東 條町、平山、中町、丸一、 下町、前田、栄町、清水、 杣宮、大日、宮前、大宮、 芝町、宿原、大塚、平井	※福井コミュニティセンタ ー、三木小学校、 文化会館、	※デイサービスセン ター三木東、カレ ア三木、えびす の郷
	三木 (右岸)	跡部、末広、神明、大開、 平田、大村、新宿、鳥町、 久留美、加佐西、加佐東、 加佐八幡本、加佐育英ハイ ツ、ローレルハイツ三木、	※市民活動センター、 三木中学校、イオン 三木店	
	別所	高木、高木県住、東這田、 西這田北、西這田南、 花尻、石野、下石野、正 法寺、近藤、和田	※別所町公民館、 別所ふるさと交 流館（※三木中学 校、イオン三木店）	※しゅうらく 苑

① ※は、自主避難のために開設する避難所を示す。

② 三木中学校とイオン三木店は、三木地区と別所地区の両方の避難者が使用する。

③ 避難者が多数発生した場合等、状況により開設する避難所  
三樹小学校、別所中学校、別所小学校、三木高校、平田小学校、  
カンライフ三木、ハートフルプラザみき、三木コミュニティホ  
ーセンター、  
イオの森研修センター

②判断基準地点：美囊川（桃津水位計）

判断水位	避難情報		水防基準水位	水位(m)
	緊急安全確保		氾濫開始相当水位	7.40
	避難指示		氾濫危険水位	6.20
	高齢者等避難		避難判断水位	5.20
避難情報の対象地域	地区	対象自治会地域	2次避難所	福祉避難所
	吉川	田谷、上松	※吉川町公民館、吉川高校	※吉川病院
	口吉川	久次、里脇、槇、大島、笹原、南畑、殿畑、保木、東、東中、桃坂、楯原、馬場、西中	※口吉川町公民館、口吉川小学校	※吉川病院、サンビラ三木、グリーンホーム三木
	細川	佐野、金屋、桃津、高篠、細川中上、細川中、西、大柿	※細川町公民館	サンビラ三木、グリーンホーム三木
	三木	与呂木、平井、久留美	※福井コミュニティーセンター、三木小学校	※テイサービステーション三木東、カリア三木、えびすの郷
<p>① ※は、自主避難のために開設する避難所を示す。</p> <p>② 避難者が多数発生した場合等、状況により開設する避難所  <b>豊地小学校、旧星陽中学校、まなびの郷みずほ</b></p>				

③判断基準地点：美囊川（山の上水位計）

判断 水位	避難情報の発令			水防基準水位			水位(m)			
	緊急安全確保			氾濫開始相当水位			6.23			
	避難指示			氾濫危険水位			5.20			
	高齢者等避難			避難判断水位			4.10			
避難 情報 の 対象 地域 等	地区	対象自治会地域			2次避難所			福祉避難所		
	吉川	出晴、山上、渡瀬、長谷、上松、田谷、古市、有安、貸潮、鍛冶屋、大畑、大沢、吉安下、稲田、金会、毘沙門、市野瀬、実楽、上中、古川、前田、福井、富岡、畑枝、上荒川、楠原、東田、奥谷、豊岡、北水上、南水上、湯谷			※吉川町公民館、旧東吉川小学校、旧中吉川小学校、吉川高校、吉川総合公園			※吉川病院		
① ※は、自主避難のために開設する避難所を示す。										
② 避難者が多数発生した場合等、状況により開設する避難所 吉川中学校、吉川小学校、旧上吉川小学校										

④判断基準地点：志染川（御坂水位計）

判断 水位	避難情報の発令			水防基準水位		水位(m)	
	緊急安全確保			氾濫開始相当水位		5.32	
	避難指示			氾濫危険水位		4.30	
	高齢者等避難			避難判断水位		3.60	
避難 情報 の 対象 地域 等	地区	対象自治会地域		2次避難所		福祉避難所	
	志染	御坂、戸田、井上、窟屋、細目、志染中、安福田、吉田、東吉田、 <b>三津田、四合谷</b>		※志染町公民館、志染小学校、自由が丘中学校		※デイサービスセンター志染、デイサービスセンター自由が丘、 <b>デイサービスセンターひまわり</b>	
	三木	宿原、大塚、与呂木、岩宮		※ <b>福井コミュニティセンター</b> 、三木小学校、文化会館		※デイサービスセンター三木東、えびすの郷、カリア三木	
<p>① ※は、自主避難のために開設する避難所を示す。</p> <p>② 避難者が多数発生した場合等、状況により開設する避難所 <b>旧志染中学校、自由が丘東小学校、緑が丘小学校</b></p>							

⑤判断基準地点：淡河川（淡河川水位計）

判断 水位	避難情報の発令			水防基準水位	水位(m)
	緊急安全確保			氾濫開始相当水位	2.61
	避難指示			氾濫危険水位	2.00
	高齢者等避難			避難判断水位	1.20
対象 地域	地区	避難情報の対象自治会地域		2次避難所	福祉避難所
	志染	御坂、戸田		※志染町公民館、 志染小学校	※ティザービ`スセ ンター志染、ティ イサービ`スセンター 自由が丘、ティ イサービ`スセンター ひまわり
<p>① ※は、自主避難のために開設する避難所を示す。</p> <p>② 避難者が多数発生した場合等、状況により開設する避難所 旧志染中学校</p>					

⑥小川川の流域

判断 水位	小川川には、水位計が設置されていないため、美囊川の水位状況と現地の状況により判断する				
対象 地域	地区	対象自治会地域		2次避難所	福祉避難所
	細川	谷口、鍛冶、上芝原、原坂、 下南、荻谷、上南、大柿、増 田、下芝原、入野、小二谷		※細川町公民 館、まなびの郷 みずほ、豊地小 学校	サンビラ三木、グ リンホーム三木
<p>① ※は、自主避難のために開設する避難所を示す。</p> <p>② 避難者が多数発生した場合等、状況により開設する避難所 旧星陽中学校</p>					

## 土砂災害における避難情報の対象地域等

地区	対象自治会地域	2次避難所	福祉避難所
三木地区 (左岸)	君が峰、えびす、宿原、与呂木、与呂木青葉台、大手、大宮、東紫美ヶ丘、宮前、杣宮、滑原、栄町	※福井コミュニティセンター、三木小学校、三木東中学校、文化会館、	※デイサービスセンター三木東、カリア三木、えびすの郷
三木地区 (右岸)	向陽園、加佐西、平田、大村	※市民活動センター、三木中学校、イオン三木店	
三木南	南ヶ丘、新広陽、広野8丁目	三木南交流センター、三木東中学校、広野小学校	デイサービスセンターひまわり、カリア三木
別所	東這田、朝日ヶ丘、正法寺、和田、下石野、花尻	※別所町公民館、別所小学校、別所中学校 (※三木中学校、イオン三木店)	※しゅうらく苑
志染	戸田、三津田、御坂、大谷、井上、細目、志染中、安福田、四合谷	※志染町公民館、志染小学校、自由が丘中学校	デイサービスセンター志染、デイサービスセンターひまわり、デイサービスセンター自由が丘
細川	大二谷、小二谷、入野、上南、荻谷、下南、原坂、上芝原、鍛冶、下芝原、谷口、増田、金屋、桃津、脇川、細川中上、細川中	※細川町公民館、まなびの郷みずほ、豊地小学校、旧星陽中学校	サンビラ三木、グリーンホーム三木



地区	対象自治会地域	2次避難所	福祉避難所
口吉川	槇、大島、笹原、桃坂、殿畑、南畑、馬場、蓮花寺	※口吉川町公民館	※吉川病院、サンピラ三木、グリーンホーム三木
緑が丘	本町、東1丁目、中1丁目、西1丁目	※緑が丘町公民館、緑が丘中学校、緑が丘東小学校	デイサービスセンターひまわり、精愛園
自由が丘	東自由が丘1丁目、自由が丘本町2丁目、自由が丘本町3丁目、あさひが丘	※自由が丘公民館、自由が丘中学校、自由が丘小学校、自由が丘東小学校	デイサービスセンター自由が丘、セントクリストファーホーム
吉川	新田、上荒川、畑枝、福井、富岡、上中、古川、実楽、大畑、古市、渡瀬、法光寺、上松、湯谷、西奥、米田、奥谷、吉安上、稲田、金会、福吉、毘沙門、市野瀬、東田、楠原、豊岡、南豊岡、南水上、北水上、大沢	※吉川町公民館、旧東吉川小学校、旧上吉川小学校、旧中吉川小学校、吉川高校、吉川総合公園、吉川小学校、吉川中学校	※吉川病院

※：自主避難のために開設する避難所を示す。

時間	気象・水象情報	兵庫県 (加東土木事務所)	三木市		住民等
			災害対策	情報伝達	
-7.2h	◇台風予報	○施設の点検・操作確認	・気象情報の確認	○三木安全安心ネット	・自宅等の台風対策 ・TV、ラジオ、メールでの気象情報確認
-4.8h	●台風説明会（神戸気象台）	○災害対策資機材等の確認	○台風対応部長連絡会 ・職員への対応連絡	ホームページ	
-2.4h	◇大雨・洪水・強風注意報 ●大雨・洪水・暴風警報	○協力機関の体制確認	情報収集体制	FMみき	
	水防団待機水位到達	水防警報1号 水防指令1号	●水防指令1号 ・気象情報等の収集 ・災害対策本部員への通知	○台風接近情報 三木安全安心ネット ホームページ FMみき	
	氾濫注意水位に到達する見込み	水防警報2号 水防指令2号	情報収集強化体制 又は、待機体制		
		○河川水位・雨量・予報確認	●水防指令2号 ・気象情報等の収集 ・道路、河川、農地、ため池の情報収集		
		○氾濫予測、河川カメラ確認	災害警戒本部設置		
-4h	台風最接近が夜間又は早朝になる場合は、日没2時間前	水防警報3号 水防指令3号	1号配備体制 (+自主避難所指定要員)	自主避難所開設情報 (台風の夜間接近に備えて開設する場合) Lアラート、三木安全安心ネット、HP、記者発表、電話、FMみき	◎自主的な避難の開始 ・一部の自治会で集会所に避難所を開設
	氾濫注意水位到達		●水防指令3号 ・自主避難所の開設 台風が夜間に接近する場合に開設 *台風が昼間に接近する場合は、避難を希望する方の状況に応じて適切に対応する。 ・被害情報収集		
-2h	避難判断水位到達	避難判断水位到達情報	災害対策本部設置	「高齢者等避難」情報 エリアメール、Lアラート、三木安全安心ネット、HP、記者発表、電話、FMみき	◎高齢者等の避難開始 ・住民による高齢者等の避難支援 ・自治会で集会所に避難所を開設
	(リードタイム60分) 避難所の開設及び要配慮者の避難に要する時間		★高齢者等避難発令		
	氾濫危険水位に到達する見込み		2号配備体制 (+避難所指定要員)		
			・避難所開設 ・避難情報伝達 ・被害情報収集 ・要援護者避難支援		
	氾濫危険水位到達	氾濫警戒情報 (特別警戒水位到達情報)	3号配備体制	「避難指示」情報 エリアメール、Lアラート、三木安全安心ネット、HP、記者発表、電話、FMみき	◎危険地域住民の避難開始
	(リードタイム60分) 避難情報の伝達及び住民避難に要する時間	○ホットライン (水位情報、現象予測) ○協定業者への派遣要請 ○記者発表等の準備	★避難指示発令	「呑吐ダム放流」情報 三木安全安心ネット、HP、電話、FMみき、(記者発表は状況に応じ)	
	呑吐ダムの放流		・避難指示発令情報の伝達 ・避難所の運営 被害情報収集 被害対応		
-0h	氾濫・決壊の恐れ、又は発生	○ホットライン (決壊・氾濫) ○応急対策 ○災害対策機械の派遣要請 ○被害状況の把握	★緊急安全確保発令	「緊急安全確保」情報 エリアメール、Lアラート、三木安全安心ネット、HP、記者発表、電話、FMみき	◎住民の避難完了
(台風最接近)			・緊急安全確保発令情報の伝達 ・避難所の運営 ・被害情報収集 ・被害対応 ・救助活動		
+2h	避難判断水位以下に減水	【解除指令】	★避難指示の解除	「避難指示解除」情報 Lアラート、三木安全安心ネット、HP、記者発表、電話、FMみき	・避難者が帰宅 (一部の方は朝まで避難所待機)
(台風通過)	氾濫注意水位以下に減水	○水防警報4号	災害対策本部解散 情報収集強化体制へ移行 ●水防指令4号(解除) ・避難所の閉鎖		

\* 配備体制は、気象状況、水防指令の発令状況、その他の状況を総合的に判断して決定するものとする。